

## 受講の手引き

社会福祉法人 水仙福祉会

行動援護従業者研修は、知的障がいや精神障がいで行動上に著しい困難を有する方の特性について正しく理解、ひいては評価をし、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とするものです。

### 1. この研修を修了してできるようになること

- ① **行動援護**： 行動上著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助をそれぞれの利用者の障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある方の社会参加や地域生活を支える障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

注) この資格を取得しただけでは、行動援護に従事することはできません。知的または精神障がい者(児を含む)に関する実務経験が1年間であつ、実際に従事した日数が180日以上伴うことが必要です。資格と実務経験の両方が満たされた時点で資格要件を満たすこととなります。

### ② 知的障がい者・精神障がい者の移動支援

### ③ 強度行動障がい支援者養成研修の基礎研修及び、実践研修を修了したものとみなされる。

： この研修を修了した職員が、生活介護や障がい児通所事業、相談支援事業所において、強度行動障がいのある利用者の支援計画の作成や支援に従事した場合、制度上高く評価されます。

### 2. 修了の認定方法

当講座の全カリキュラム修了後に行動援護従業者養成研修修了証書を取得できます。

#### ①出席の確認

授業開始前に必ず、出席簿にサイン又は押印をしてください。その際、必ず事務局員の確認を受けてください。

## ②授業を欠席した場合

研修期間中に自己都合により授業を欠席した場合、原則として振替授業はありませんので、修了不可となります。

※この場合、受講料のご返金できませんのでご注意ください。

但し、やむを得ない事情により欠席する場合のみ、可能な範囲で補講を受け付けますので、事務局にその旨お申し出ください。

## ③授業を遅刻した場合

やむを得ない事情により、10分以内の遅刻をした場合に限り、出席を認めます。(事前に当講座事務局に連絡が必要) 但し、演習については、遅刻は一切出席として認められません。

## ④補講について

やむを得ない事由による遅刻・欠席があったときは、未修科目が全科目の2分の1未満である場合のみ、可能な範囲で補講を受け付けさせていただきます。その場合、1科目について3000円の費用が発生します。

- ・講義科目： 講義の録画を視聴し、レポートを提出していただきます。担当教官の合格判定ができれば、修了と認められます。
- ・演習科目： 当法人が開講する次回以降の行動援護従業者養成研修において、空定員がある場合のみ受け付けます。演習の補講は全科目を一連で受講していただきます。なお、補講は、当該養成講座の翌年度開催分まで受講可能とします。

## ⑤その他

受講態度が著しく不良である、消極的である、又は受講内容の理解ができていないと、講師・ファシリテーターが判断した場合、その授業の履修が認められない場合があります。(理解が不十分なときのみ補講の対象となります)

## 3. 提出物について

①受講申込書：受講に先だって必ず、受講申込書を事務局に提出していただきます。

②同意書：行動援護従業者養成研修の受講に際し、受講の手引きの全記載事項を遵守し、講座を受講することに同意していただくものです。

## 4. 受講の際の注意事項

①受講期間中における授業時の受講生のケガ・病気・事故・死亡については自己責任となります。

- ②講座会場内での受講生所有物の盗難については自己責任となりますのでしっかり管理してください。
- ③1月25日(土)、2月1日(土)、2月8日(土)については、昼食をご準備ください。講座会場で食べていただきます。
- ④『2025年1月開講 水仙福祉会 行動援護従業者養成研修 日程持ち物一覧』に記載のものを講座当日に必ずご持参ください。

## 5. 守秘義務・個人情報の取扱いについて

- ①講座で知りえた講師・ファシリテーター及び受講生等の個人的な情報については一切漏らさず秘密を守ってください。
- ②受講生同士、もしくは講師・ファシリテーターとの個人的な情報(電話番号・メールアドレス・携帯アドレス等)の交換には細心の注意を払ってください。授業以外で起こった問題には、当講座は一切の責任を負いません。

## 6. 禁止事項

禁止事項を行い、注意されても改善されていない受講生は受講中止となる場合がございます。なお、その場合は原則として受講料は返金いたしません。

### ①授業中の禁止行為

ア. 授業中の私語   イ. 授業中の居眠り   ウ. 他の受講生の迷惑となる行為   エ. セクハラと言動   オ. その他、授業進行の妨げと判断される行為   カ. 授業中における講師・ファシリテーター等への反抗的言動

※以上の行為について講師・ファシリテーターあるいは事務局がたびたび注意しても、改善されない場合は、講座会場から退出していただきます。その場合、その授業は欠席扱いとなります。

- ②講師・ファシリテーター・受講生へのつきまといや度重なるメール・電話等での連絡
- ③事務局に事前連絡のない欠席・遅刻の繰り返し
- ④授業内容の録画・録音・撮影
- ⑤携帯電話の電源は切っていただくか、必ずマナーモードにしてください。また、講座会場は禁煙となっております。